

レーベンハイムエアグランデ

管理規約集
(見 本)

レーベンハイムエアグランデ 管理組合

目 次

1. 規約	
第1章 総 則	1
第2章 専有部分等の範囲	2
第3章 敷地及び共用部分等の共有	2
第4章 用 法	3
第5章 管 理	5
第6章 管理組合	9
第7章 会 計	17
第8章 雑 則	18
2. 使用細則	28
3. 住宅等の模様替え及び修繕に関する細則	37
4. 駐車場使用細則	40
5. 駐車場使用契約書	43
6. 来客者用駐車場使用細則	45
7. 自転車置場使用細則	47
8. バイク置場使用細則	51
9. バイク置場使用契約書	53
10. 動物飼育細則	55
11. 宅配ボックス使用細則	61
12. 集会室使用細則	62
13. 管理委託契約書	66

承 認 書

私が、レーベンハイムエアグランデ（以下「本マンション」という）の区分所有者になった時は、下記の事項を承認いたします。

1. レーベンハイムエアグランデ管理規約、同使用細則等を承認しこれを遵守すること。
2. 本マンションの引渡後レーベンハイムエアグランデ管理組合（以下「管理組合」という）の構成員として、他の組合員と共同して管理組合の運営を行うこと。
3. 管理業務を別途「管理委託契約書」に基づき、株式会社レーベンコミュニティに委託すること。
4. 管理組合の第1期役員及びその任期に限り、(株)レーベンコミュニティ（以下「管理受託会社」という）が定める方法によること。
5. 本マンションの引渡後、管理組合の役員が選任されるまでの間、管理受託会社が管理者となり理事長の職務を代行し、本マンションの敷地及び共用部分等の維持管理を行うこと。
6. 管理組合の設立以前に、(株)レーベンコミュニティは本マンションの管理業務遂行の必要上、あらかじめ必要な備品等（理事長印及び電話加入権を含む。但し、電話加入権については名義上の権利者は便宜的に(株)レーベンコミュニティとするが、費用の負担者及び電話加入権の実質上の権利者は管理組合とする）の購入及び管理組合の預金口座の開設をすること。
7. 管理組合の初年度の会計期間に限り、管理組合設立の日より〇年〇月末日とする。
8. 本マンションの駐車場、バイク置場、自転車置場の引渡当初の使用者の選定方法は、公開による抽選会において選定することとし売主「(株)タカラレーベン」の指定する方法で行うこと。
9. 当該建物竣工後の所定の引渡日以降に、尚、未販売及び未引渡の住戸があ

った場合は、下記事項を承諾すること。

- (1) 売主又は同社の指定する者が販売業務（販売用広告看板モデルルーム等の設置及び販売事務所等の設置）のために、本マンションの敷地及び共用部分等は無償で使用する。
 - (2) 未販売及び未引渡住戸がある場合については、売主は、初年度より毎月未販売及び未引渡住戸の管理費、修繕積立金等を負担すること。但し、未販売及び未引渡住戸の修繕積立基金、管理準備金については、最初の区分所有者（購入者）が負担するものとし売主は負担しないこと。
 - (3) 本マンション敷地内駐車場、バイク置場、駐輪場の抽選会時、未引渡し住戸及び未契約住戸があった場合、その数に応じて売主が抽選に参加できること。売主は抽選に当選した場合、駐車場、バイク置場、駐輪場利用の権利を得ると同時に、それぞれの使用料を管理組合に支払うこと。又、売主が該当物件を売買する場合に限り抽選によって得た前述の権利を継承させることができること。
10. 不特定の入居者によるゴミが出された場合の、その処理に係わる費用が生じた場合は、管理組合の負担とする。

平成 年 月 日

(株)タカラレーベン 殿
(株)レーベンコミュニティ 殿

レーベンハイムエアグランデ

_____号室区分所有者

氏名_____。

(共有者) 氏名_____。

(共有者) 氏名_____。

レーベンハイムエアグランデ 管理規約

レーベンハイムエアグランデの各専有部分を所有する区分所有者（以下「区分所有者」という）は、「建物の区分所有等に関する法律」法律第30条、以下「区分所有法」という）に基づき、次のとおり、「レーベンハイムエアグランデ」管理規約（以下「規約」という）を定める。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規約は、レーベンハイムエアグランデ（以下「本マンション」という）の管理又は使用に関する事項等について定めるところにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

（定 義）

第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 区 分 所 有 権 | 区分所有法第2条第1項の区分所有権をいう。 |
| (2) 区 分 所 有 者 | 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 |
| (3) 占 有 者 | 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 |
| (4) 専 有 部 分 | 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。 |
| (5) 共 用 部 分 | 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 |
| (6) 敷 地 | 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 |
| (7) 共用部分等 | 共用部分及び附属施設をいう。 |
| (8) 専用使用権 | 建物の敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。 |
| (9) 専用使用部分 | 専用使用権の対象となっている建物の敷地及び共用部分等の部分をいう。 |

（規約及び総会の決議の遵守義務）

第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び使用細則を誠実に遵守しなければならない。

2. この規約の他、総会の決議事項を誠実に遵守しなければならない。
3. 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び使用細則等に定める事項を遵守させなければならない。

(共有持分)

第10条 各区分所有者の共有持分は、別表4に掲げるとおりとする。

(分割請求及び単独処分の禁止)

第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。

2. 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。

第4章 用 法

(専有部分の用途)

第12条 区分所有者は、その専有部分については、専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

(建物の敷地及び共用部分等の用法)

第13条 区分所有者は、建物の敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。

(バルコニー等の専用使用权)

第14条 区分所有者は、別表3-1に掲げるバルコニー、サービスバルコニー、ルーフバルコニー、ポーチ、テラス、専用庭、室外機置場、玄関扉、窓枠、窓ガラス、網戸、面格子、メールボックス等、(以下この条、第22条第1項及び別表3-1において「バルコニー等」という。)について、同表に掲げるとおり、専用使用权を有することを承認する。

2. 専用使用权を有している者は、別表3-1に定めるところにより、管理組合に使用料を納入しなければならない。

3. 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用权を有しているバルコニー等を使用することができる。

(駐車場の使用)

第15条 管理組合は本マンション内駐車場について、管理組合が特定の区分所有者に対し、駐車場使用契約により使用させることができる。

2. 前項により駐車場を使用している者は、別表3-2に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。尚、会計初年度の当初において駐車場を使用している者は、駐車場使用契約書の取り交わしの有無にかかわらず管理費起算日からの駐車場使用料を納入しなければならない。

3. 区分所有者はその所有する住戸を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときはその区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。

4. 前項にかかわらず、当該譲渡又は貸与の相手方が同居人であるときは、

3. 理事長は、第1項の規定による申請について、承認しようとするとき、又は、不承認しようとするときは、理事会（第53条に定める理事会をいう。以下同じ）の決議を経なければならない。
4. 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。
5. 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

（使用細則）

第19条 対象物件の使用については、使用細則並びに住宅等の模様替え及び修繕等に関する細則、駐車場使用細則、来客者用駐車場使用細則、自転車置場使用細則、バイク置場使用細則、動物飼育細則、宅配ボックス使用細則、集会室使用細則等を定めるものとする。

（専有部分の貸与）

- 第20条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合は、この規約及び使用細則等に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。
2. 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則等に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則等に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

第5章 管 理

第1節 総 則

（区分所有者の責務）

- 第21条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。
2. 前項にいう管理の実行を充実させるため、区分所有者は、その専有部分を譲渡又は貸与する時は、共同生活環境が侵害される恐れのある者及び暴力団構成員これらに準ずる者（以下「暴力団構成員」という）又は暴力団関係者等に譲渡又は貸与してはならない。
 3. 区分所有者は、自ら暴力団構成員となり、又はその専有部分を暴力団事務所として使用してはならない。
 4. 区分所有者は、その専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者等を居住させ又は出入りさせてはならない。

第2節 費用の負担

(管理費等)

第26条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「管理費等」という）を管理組合に納入しなければならない。

- (1) 管理費
- (2) 修繕積立金
- (3) 修繕積立基金
- (4) 駐車場使用料
- (5) バイク置場使用料
- (6) 自転車置場使用料
- (7) 専用庭使用料 等

2. 管理費・修繕積立金及び修繕積立基金の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。使用料は別表3-1及び別表3-2の定めによる。

(承継人に対する債権の行使)

第27条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても行うことができる。但し、使用料についてはその専有部分に附属する専用使用部分の債権に限る。

(管理費)

第28条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

- (1) 公租公課
- (2) 共用設備の保守維持費及び運転費
- (3) 備品費、通信費その他の事務費
- (4) 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料
- (5) 経常的な補修費
- (6) 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- (7) 委託業務費
- (8) 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- (9) 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用
- (10) 管理組合の運営に要する費用
- (11) その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用 等

(修繕積立金)

第29条 管理組合は修繕積立金として積み立てるものとする。

第6章 管理組合

第1節 組合員

(組合員の資格)

第32条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。

(届出義務)

第33条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届出なければならない。

第2節 管理組合の業務

(業 務)

第34条 管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 管理組合が管理する敷地及び共用部分等（以下本条及び第50条において「組合管理部分」という）の保安、保全、保守、清掃、消毒及び塵芥処理
- (2) 組合管理部分の修繕
- (3) 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務
- (4) 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査に関する業務
- (5) 適正化法第 103 条に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理
- (6) 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- (7) 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務
- (8) 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- (9) 敷地及び共用部分等の変更、処分及び運営
- (10) 修繕積立金及び修繕積立基金の運用
- (11) 官公署、町内会費等との渉外業務
- (12) 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務
- (13) 防災に関する業務
- (14) 広報及び連絡業務
- (15) 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成
- (16) 管理組合の消滅時における残余財産の清算
- (17) その他組合の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務

5. 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(役員の実誠義務等)

第39条 役員は、法令、規約及び使用細則並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2. 役員は、総会の決議に基づき役員としての活動に応ずる必要経費の支払いと報酬を受けることができる。

(理事長)

第40条 理事長は、管理組合を代表しその業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

(1) 規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により理事長の職務として定められた事項

(2) 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。

2. 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。

3. 理事長は、前項により原告又は被告となったときは、遅滞なく各組合員にその旨を通知しなければならない。この場合には第45条第2項及び第3項までの規定を準用する。

4. 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。

5. 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。

6. 理事長の勧告及び指示等については、第8章 雑則に定めるものとする。

(副理事長)

第41条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(担当理事)

第42条 会計担当理事は、管理費等その他管理組合が取り扱うべき金銭の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。

2. 書記担当理事は、理事会及び総会等の議事録作成のため書記業務を行う。

3. 各理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。

(監事)

第43条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

2. 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると

- 日の1ヶ月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。
7. 第47条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を所定の掲示場所に掲示しなければならない。
8. 第1項（会議の目的が建替え決議であるときを除く。）にかかわらず、緊急を要する場合においては、理事長は理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

（組合員の総会招集権）

- 第46条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第48条第1項に定める議決権総数の5分の1以上にあたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日（会議の目的が建替え決議であるときは、2ヶ月と2週間以内の日）を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
2. 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。
3. 前2項により招集された臨時総会においては、第44条第5項に係わらず、議長は、総会に出席した組合員（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む）の議決権の過半数をもって組合員のなかから選任する。

（出席資格）

- 第47条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。
2. 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

（議決権）

- 第48条 各組合員の議決権の割合は、別表第4に掲げるとおりとする。
2. 住戸1戸につき2以上の共有者が存在する場合のこれらの者の議決権の行使については、あわせて一の組合員とみなす。
3. 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届出なければならない。
4. 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
5. 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合においてその代

第50条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- (1) 収支決算及び事業報告
- (2) 収支予算及び事業計画
- (3) 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
- (4) 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
- (5) 長期修繕計画の作成又は変更
- (6) 第29条第2項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金（修繕積立基金も含む）の取崩し
- (7) 第29条第3項に定める建物の建替えに係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し
- (8) 修繕積立金の保管及び運用方法
- (9) 第22条第2項に定める管理の実施
- (10) 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第3号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任
- (11) 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
- (12) 区分所有法第62条第1項の場合の建替え
- (13) 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法
- (14) 組合管理部分に関する新規の管理業務委託契約の締結
- (15) 組合管理部分に関する契約条件の変更を伴う、更新時の管理業務委託契約の締結
- (16) その他管理組合の業務に関する重要事項

（総会の決議に代わる書面による合意）

第51条 規約により総会において決議すべきものとされた事項について、組合員全員の書面による合意があるときは、総会の決議があったものとみなす。

（議事録の作成、保管）

第52条 総会の議事については、議長は議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。

3. 理事長は、議事録及び前条の書面を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

4. 理事長は、所定の掲示場所に、議事録及び前条の書面の保管場所を掲示しなければならない。

第7章 会 計

(会計年度)

第58条 管理組合の会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(管理組合の収入及び支出)

第59条 管理組合の会計における収入は、第26条により定める管理費等及び

第31条に定める使用料によるものとし、その支出は第28条から第31条に定めるところにより諸費用に充当する。

(収支予算の作成及び変更)

第60条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

2. 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計報告)

第61条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(管理費等の徴収)

第62条 管理組合は、第26条に定める管理費等及び第31条に定める専用使用料及び使用料について、管理組合が定める金融機関に於いて組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第64条に定める口座に受け入れることとし、当月分は前月の27日に一括して徴収する。但し、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。

2. 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について年利14%（年365日の日割計算）の遅延損害金と、違約金として弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。

3. 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を迫行することができる。

4. 前項の遅延損害金等は、第28条に定める費用に充当する。

5. 組合員は、納付した管理費等及び専用使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

(管理費等の過不足)

第63条 収支決算の結果、管理費に余剰が生じた場合は、その余剰は翌年度における管理費に充当するほか、修繕積立金として積み立てることができ

め必要な措置を講じなければならない。

3. 区分所有者が、この規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者若しくは区分所有者以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときには、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。

- (1) 行為の差止め、排除又は現状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を迫行すること
- (2) 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置をとること

4. 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。

5. 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第28条に定める費用に充当する。

6. 理事長は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第45条第2項及び第3項の規定を準用する。

(合意管轄裁判所)

第70条 この規定に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

2. 第50条第10号に関する訴訟についても、前項と同様とする。

(行政機関及び近隣住民との協定の遵守)

第71条 区分所有者は、管理組合が行政機関及び近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

(細則)

第72条 総会及び理事会の運営、会計処理、管理組合への届出事項等については、別に細則を定めることができる。

(規約外事項)

第73条 規約及び使用細則等に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

2. 規約、使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項については総会の決議により定める。

(規約原本)

第74条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。

2. 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面によ

を締結したときは、遅滞なく、管理組合の理事長等に対し、管理業務主任者の記名押印がなされ、所定の内容を記載した書面を交付するものとする。

(管理組合設立準備金及び、修繕積立基金)

第4条 本マンションを最初に購入する者は、管理組合設立準備金及び修繕積立基金として別表5に定める金額を管理組合に納入しなければならない。

2. 管理組合設立準備金は、管理上必要とされる備品等に充当し、余剰金が生じた場合は管理費に充当するものとする。

3. 修繕積立基金は、修繕積立金（規約第29条）の用途に準ずるものとする。

(容認事項)

第5条 本マンション区分所有者は下記事項を容認し、第三者に本マンションを譲渡、賃貸等する場合は、特定承継人及び包括承継人は、これを遵守し占有者に係わる事項は占有者に対しても遵守させるものとする。

1. テレビ共同アンテナの設置及び使用権

(1) 本マンション区分所有者は、近隣居住者が本マンションにより電波障害を被り、これを解決するための屋上等に共同アンテナ及びこれに付帯する配線、配管を設置した場合には、無償にて継続使用（修理、点検等の立入りを含む）を認めること。尚、維持管理に必要な費用は管理組合の負担とし管理費又は修繕積立金より充当すること。

(2) 本マンション居住者は、売主とジェイコム東京との契約に基づき、VHF及びUHF等の視聴サービスが無料で利用できること。但し、NHK、CS、ケーブルテレビ等の有料チャンネルは本マンション居住者が個別契約の上、別途受信料を負担すること。本マンション管理組合設立後は現在の売主とジェイコム東京との契約内容を管理組合が継承しその内容に従うこと。

(3) 本マンションは衛星放送受信の為のパラボラアンテナが設置されてあること。各住戸に受信ケーブルが配線されており、衛星放送受信の為のチューナー等は別途必要となること。又、視聴についてはBS、CS放送事業者と個別に受信契約の上、別途視聴料が必要となること。尚、視聴チャンネルには制限があること。

2. 周辺環境等の確認

(1) 本マンション居住者は本マンションの住環境、近隣関係を充分理解の上、将来、住環境、近隣関係が変化しても異議苦情を申し立てないこと